

ぎふ働き方改革推進支援センター について

ぎふ働き方改革推進支援センター

1. ぎふ働き方改革推進支援センターは

【支援センターの概要】

岐阜労働局の委託事業として、中小企業の働き方改革を無料で支援しております。

電話、来所、訪問などで相談を受けております。

広い岐阜県の全域で、幅広い分野の相談を受けております。



所在地：岐阜市神田町6-12シグザ神田5階
電話：0120-226-311

2. 支援センターに寄せられる主な相談

1. 「働き方改革」と言われているが、何から手を付けたらいいのかわからない。
2. 監督署から「是正勧告」を受けたけど、どのように改善していいかわからない。
3. 「36協定」を作る必要があるのか。また、作り方がわからない。
4. 働き方改革に合わせて、「就業規則」を見直したい。
5. 設備投資を行いたいけど、利用できる「助成金」制度があれば知りたい。
6. 従業員が定着しない。求人募集しても応募がない。慢性的な「人手不足」で困っている。
7. 「テレワーク」の活用は有効か。また、どのように進めていけばいいのか。

などなど

3. 支援センターは何をしてくれるの？

会社（事務所）や工場（現場）に直接お伺いして、現地現物を確認しながら相談を受ける「企業訪問相談」を中心に、各企業の働き方改革の取組を支援させていただきます。

社会保険労務士、中小企業診断士など、約60名の多彩な専門家を擁しており、相談の内容、事業内容や規模などに応じて適切な専門家を派遣いたします。



4.賃金引上げについて

相談対応マニュアル 02非正規雇用労働者の待遇改善に係る相談手順 別添8

パートタイム労働者・有期雇用労働者を雇用する事業主のための

同一労働同一賃金自主点検表

(この点検表は次回のコンサルティングの際にぜひお持ちください)

パートタイム労働者・有期雇用労働者への対応について、
以下の項目に当てはまる場合は
右側の口にチェック(✓)を入れてください

Q1	パートタイム・有期雇用労働者と正社員との間に賃金などの待遇差を設けるときは、職務の内容、異動や転勤等の条件の違いについて考慮している。	<input type="checkbox"/>
Q2	パートタイム・有期雇用労働者と正社員の職務の内容、異動や転勤等の条件が同じ場合、待遇差はない。	<input type="checkbox"/>
Q3	パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時や、雇用契約を更新する時は、労働条件として「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」「相談窓口」の全てに関して、文書の交付等で必ず明示している。	<input type="checkbox"/>
Q4	パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時や、雇用契約を更新する時は、どのような雇用管理の改善措置 ^③ が行われているか、必ず説明を行っている。 ※ 賃金制度、教育訓練の内容、福利厚生施設の利用、正社員への転換措置等について	<input type="checkbox"/>
Q5	正社員への転換推進措置として、パートタイム・有期雇用労働者に対し、以下の措置のいずれかを講じている。 ● 正社員を募集する際、その募集内容を周知している ● 正社員のポストを社内公募する際、応募する機会を与えている。 ● 正社員へ転換するための試験制度を設けている。 ● その他、正社員として必要な能力取得のための教育訓練の機会を確保するための援助など、正社員への転換を推進するための措置を講じている	<input type="checkbox"/>
Q6	パートタイム・有期雇用労働者から求めがあった時には、正社員との待遇差の内容やその理由、また、待遇を決めるに当たって考慮した事項について必ず説明を行っている。	<input type="checkbox"/>

最低賃金は毎年大幅に引き上げられ、また、人材獲得や物価上昇等を理由に、思い切った賃金引上げを決断する企業も増えています。

一方、パート労働法の改正により、正社員と非正規雇用労働者との間の同一労働同一賃金が求められています。

これらの状況下にあって、賃金制度を点検する良い機会ですので、左の自主点検表等に基づき、確認・見直しをしてみませんか。

支援センターでもお手伝いいたします。

5. 同一労働同一賃金について

同一労働同一賃金のコンサルティングも
無料で受けられます！

パートタイム・有期雇用労働法とは？

1. 正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、不合理な待遇差を設けることは禁止されています。
2. パートタイム・有期雇用労働者から求めがあったときは、正社員との待遇差の内容や理由、待遇を決定するに当たって考慮した事項について、説明する義務があります。
3. 職場でのトラブルについて紛争解決援助制度や調停制度が利用できます。



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「ひかりちゃん」

「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合、裁判で法違反と判断される可能性もあります。

パートタイム・有期雇用労働者の待遇見直しに取り組んだ事例

事例① エフコープ生活協同組合

- 基本給
「仕事の大きさ」や「能力の高さ」が同じであれば、雇用形態に関わらず、時間単価を同一となるようにした。
- 賞与・手当
賞与や一部の手当について、職務の内容・配属の変更の範囲等を踏まえ、パートタイム労働者にも支給を開始

効果

- 離職率の大幅な減少（15%→7%）
- スタッフの意識向上・定着により、利用者満足度が向上し、業績好転

事例② 社会福祉法人南風会ヘルシーハイム

- 教育訓練
正社員と同様に、現場でのOJT以外の教育訓練をパートタイム・有期雇用労働者に対しても開始。
- 退職金
パートタイム・有期雇用労働者についても、職務等級に応じた掛け金により、退職金の支給を開始

効果

- 離職率の大幅な減少（60%→6～7%）

キャリアアップ助成金を活用しませんか？

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。



正社員と非正規雇用労働者との間の、不合理な待遇差が是正されると、

求人募集をして応募者が集まらない

パート労働者が定着しないなどの課題の改善が期待できます。

また、キャリアアップ助成金を活用した正社員化・処遇改善の取り組みも可能です。

支援センターで相談・支援を承ります。

《助成金参考資料》キャリアアップ助成金のご案内

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成する制度です。

2 事業の概要・スキーム

コース名 / コース内容

正社員化コース

有期雇用労働者等を正社員化（ ）
多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む

➢ 正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要

障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換

支給額（1人当たり）

① 有期 正規： 57万円（42.75万円）

② 無期 正規： 28.5万円（21.375万円）

① 有期 正規： 90万円（67.5万円）

② 有期 無期： 45万円（33万円）

③ 無期 正規： 45万円（33万円）

重度障害者の場合は、①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。

加算措置 / 加算額（1人当たり）

正社員化コース

人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化

① 9.5万円（大企業も同額）

② 4.75万円（大企業も同額）

自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合の加算は、
① 11万円 ② 5.5万円（大企業も同額）



派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用
28.5万円（大企業も同額）

母子家庭の母等又は父子家庭の父
① 9.5万円（大企業も同額）
② 4.75万円（大企業も同額）

勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定
1事業所当たり 9.5万円（7.125万円）

賃金規定等改定コース

「職務評価」の手法の活用により実施 1事業所当たり 20万円（15万円）

賞与・退職金制度導入コース

同時に導入した場合 1事業所当たり 16.8万円（12.6万円）

（ ）は、大企業の場合の額。



正社員化支援

処遇改善支援

賃金規定等改定コース

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用

① 3%以上5%未満： 5万円（3.3万円）

② 5%以上： 6.5万円（4.3万円）

賃金規定等共通化コース

有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用

1事業所当たり 60万円（45万円）

賞与・退職金制度導入コース

有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施

1事業所当たり 40万円（30万円）

23.7万円（17.8万円）

なお、3時間未満の延長であっても、以下のとおり、助成を受けられる場合がある。

1～2時間延長かつ10%以上昇給 5.8万円（4.3万円）

2～3時間延長かつ6%以上昇給 11.7万円（8.8万円）

令和6年9月末までの金額

短時間労働者労働時間延長コース

有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用

《助成金参考資料》働き方改革推進支援助成金

令和5年度予算案（令和4年度当初予算額）：68億円（66億円）

コース名	成果目標	助成上限額 1	助成対象となる取組	助成率
適用猶予業種等 対応コース （適用猶予業種等への上限規制の適用に対応するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	建設事業 以下の何れかを1つ以上実施 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 所定休日の増加	成果目標の達成状況に基づき、～の助成上限額を算出 月80H超 月60H以下：250万円 2 4週4休 4週8休：100万円	労働時間短縮や生産性向上に向けた取組 就業規則の作成・変更 労務管理担当者・労働者への研修 （業務研修を含む） 外部専門家によるコンサルティング 労務管理用機器等の導入・更新 労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 人材確保に向けた取組	費用の3/4を助成 事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成
	自動車運転の業務 以下の何れかを1つ以上実施 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入	成果目標の達成状況に基づき、～の助成上限額を算出 月80H超 月60H以下：250万円 2 11H以上：150万円 3		
	医業に従事する医師 以下の何れかを1つ以上実施 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入 医師の働き方改革の推進	成果目標の達成状況に基づき、～の助成上限額を算出 月100H超 月80H以下：250万円 4 11H以上：150万円 3 50万円		
	砂糖製糖業 （鹿児島県・沖縄県に限る） 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減	月80H超 月60H以下：250万円 2		
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	以下の何れかを1つ以上実施 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 年休の計画的付与制度の整備 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	成果目標の達成状況に基づき、～の助成上限額を算出 月80H超 月60H以下：200万円 5 25万円 25万円	等	
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対し助成）	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入すること	導入した勤務間インターバルの時間数に応じて、以下の助成上限額となる ・9～11H：80万円 ・11H以上：100万円		
労働時間適正管理推進コース （労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小企業事業主に対して助成）	新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法を採用するとともに、労務管理書類の5年間保存について就業規則等に規定すること。また、労働時間適正把握に係る研修を実施すること。	上限額：100万円		
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること	上限額：500万円 複数地域で構成する事業主団体（傘下企業数が10社以上）の場合 上限額：1,000万円		

- 賃金加算制度あり（団体推進コースを除く）：賃金を3%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて助成金の上限額を更に15万円～最大150万円加算（5%以上の場合は、24万円～最大240万円加算）。（常時使用する労働者数が30人以下の場合は加算額が倍になる。）
- 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減幅によって以下の助成上限額となること。（4、5においても同様）
 月80H超 月60～80H：150万円 / 月60～80H 月60H以下：200万円
- 9時間以上の勤務間インターバルを導入した場合は、助成上限額100万円
- 月90～100H 月80H以下：200万円 / 月80～90H 月80H以下：150万円
- 月80H超 月60～80H：100万円 / 月60～80H 60H以下：150万円

《助成金参考資料》 業務改善助成金の概要

事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

【助成率】

870円未満	870円以上920円未満	920円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

※ () 内は生産性要件を満たした事業者の場合

【助成上限額】

引上げ労働者数	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
1人	30万円 (60万円)	45万円 (80万円)	60万円 (110万円)	90万円 (170万円)
2～3人	50万円 (90万円)	70万円 (110万円)	90万円 (160万円)	150万円 (240万円)
4～6人	70万円 (100万円)	100万円 (140万円)	150万円 (190万円)	270万円 (290万円)
7人以上	100万円 (120万円)	150万円 (160万円)	230万円	450万円
10人以上	120万円 (130万円)	180万円	300万円	600万円

※ () 書きの上限額は、事業場規模30人未満の事業者が対象。

※ 引上げ労働者数10人以上の助成上限額区分は、コロナ禍で特に影響を受けている事業者（生産量等がコロナ前と比較して15%減）、原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（売上高総利益率又は売上高営業利益率が昨年と比較して3%ポイント減）又は事業場内最賃920円未満の場合のみ対象。

助成対象の例

- 設備投資** ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- コンサルティング** ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- その他** ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

【助成対象の特例的な拡充】

コロナ禍で売上高等が15%以上減少した事業者や原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により利益率が3%ポイント以上低下した事業者に限り、以下の経費も助成。

- ・乗車定員7人以上又は200万円以下の乗用自動車及び貨物自動車等
- ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
- ・生産性向上に資する設備投資等に「関連する費用」（広告宣伝費、机・椅子の増設等）

<関連する経費について>

<生産性向上に資する設備投資>
デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>
デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



6. 支援センター相談の申し込み方法（その1）

1. リーフレット裏面をご覧ください
2. 会社名、住所、氏名、電話番号を記載の上、相談項目に☑チェックして、FAXで送信。

裏面

中小企業・小規模事業者の皆様へ
職場環境の整備・社員の待遇改善は??

ぎふ働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を **無料**で支援します!



悩める経営者のチカラになります!

ワン・ストップ 無料相談

無料 個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し

特に、以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。

- 時間外労働・休日労働
- 是正勧告
- 36協定
- 就業規則の見直し
- ハラスメント対策
- パート、アルバイト、派遣の「同一労働・同一賃金」

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
(厚生労働省 岐阜労働局 委託事業)

相談申込み

専門家による無料出張相談 申込票

ぎふ働き方改革推進支援センター 宛
E-Mail 宛では info@task-support.com へFAX内容をメールでお送りください。

FAX: 058-201-5833 申込日: 年 月 日



会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
住 所			
氏 名		担当部署 ・役職	/
電 話	() -	() -	
メールアドレス	@		
相談希望日時 (※ 専門家を訪問しますので、1~2週間前まで日曜祝日ください。)	☑ とも結構です		
	第1希望	月 日 / 時 ~	
	第2希望	月 日 / 時 ~	
	<input type="checkbox"/> 専門家と後日調整		
	<input type="checkbox"/> 労働条件上・業務の効率化		<input type="checkbox"/> 給与体系・就業規則の見直し

7. 支援センター相談の申し込み方法（その2）

1. リーフレット裏面をご覧ください
2. スマートフォンで「QRコード」を読み込み、企業名、会社所在地、電話番号等を入力して送信してください。

スマホ画面

裏面 QRコード

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
(厚生労働省 岐阜労働局 委託事業)

専門家による無料出張相談 申込票

ぎふ働き方改革推進支援センター 宛
E-Mailの方は、info@task-work.com へ下記内容をお送りください。

☎ FAX 058-201-5833

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名			
業 種		従業員数 (正社員)	
住 所	〒 -		
氏 名		担当部署 ・ 役職	/
電 話	() -	() -	
メールアドレス	@		

相談申込み



ぎふ働き方改革推進支援センター
訪問コンサルティングお申し込みフォーム

下記のフォームに必要項目をご記入頂き、「送信」ボタンを押して下さい。

企業名 **必須**

会社所在地 (郵便番号) **必須**

会社所在地 (住所) **必須**

電話番号 **必須**

支援センターを気軽にご活用ください